

尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱

尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱（昭和 63 年 5 月 1 日実施）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、所定の要件を満たす障害者（児）及び難病患者に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部（以下「用具費」という）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者（児） 身体障害者手帳を所持している者又は療育手帳 A 判定を受けている者をいう。
- (2) 難病患者 対象疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成 27 年厚生労働省告示第 292 号））に罹患しており、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者をいう。
- (3) 日常生活用具 障害者（児）及び難病患者が日常生活を円滑におくめるよう、その生活を支援する機能を有する福祉用具で、別表第 1 の種目の欄及び別表第 2 の種目の欄に掲げるものをいう。
- (4) 納入事業者 本市との業務委託契約に基づき、第 7 条第 3 項の規定により給付対象者に給付対象用具を納入する事業者をいう。

（給付の対象となる障害者（児）及び難病患者）

第 3 条 この要綱により用具費の給付を受けることができる障害者（児）は、本市が援護を行う身体障害者手帳及び療育手帳を所持する障害者（児）で、別表第 1 の「対象者」の欄に掲げる状態にあるものとする。

2 この要綱により用具費の給付を受けることができる難病患者は、本市に住所を有する難病患者又は、本市が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する者とする。

3 65 歳（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に定める特定疾病を持つ者にあつては、40 歳）以上の障害者（児）及び難病患者が、同法の規定に基づく介護保険の福祉用具（以下「介護福祉用具」という。）と共通する日常生活用具の給付を希望する場合は、同法に基づく介護福祉用具の貸与が優先するため、この要綱による日常生活用具の給付は行わない。

（用具費に係る限度額等）

第 4 条 用具費は、障害者（児）にあつては別表第 1 の「限度額」の欄、難病患者にあつては別表第 2 の「限度額」の欄に掲げる額の範囲内において給付するものとする。

(給付の申請)

第5条 用具費の給付を受けようとする障害者（児）若しくは難病患者又はその者を扶養する者（以下「申請者」という。）は、市長に対し日常生活用具給付申請書を提出して申請を行うものとする。

(日常生活用具給付券)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査及び調査を行い、その適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該給付決定通知を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）に対し、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日常生活用具がストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ）と人工内耳用対外部装置（バッテリー）である場合は、市長は、障害者（児）の申請手続の利便性を考慮し、次の各号に掲げるところにより給付券を一括して交付することができる。

(1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の限度額（月額）の欄に記載の額の範囲内で1か月に必要とするストマ用装具に用いる額の2倍（2か月分）の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 申請1回につき一括で交付することのできる給付券の枚数は、6枚を上限とする。

(費用負担等)

第7条 給付決定者は、その負担能力に応じて、給付を受ける用具費の給付に要する費用のうち、別表第3の負担金の欄に掲げる額（以下「一部負担金」という。）を負担するものとする。

2 前項の規定により一部負担金を負担する給付決定者は、前条第1項後段の規定により交付された給付券を納入事業者に提出するとともに、直接、当該一部負担金を納入事業者に支払うものとする。

3 前項の規定により給付券を受領した納入事業者は、当該給付券に記載された日常生活用具を給付決定者に納入するものとする。

(点字図書の給付の特例)

第8条 この要綱の規定にかかわらず、点字図書を給付決定者に給付する場合は、尼崎市障害者（児）日常生活用具給付（点字図書）実施要綱に定めるところにより行う。

(費用の返還等)

第9条 用具費の給付を受けた給付決定者は、当該日常生活用具をその給付の目的に反して使用してはならない。

2 市長は、虚偽その他不正な手段により用具費の給付を受けた者があるとき、又は日常生活用具の給付を受けた給付決定者が前項の規定に反したときは、用具費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(費用の請求)

第10条 第7条第3項の規定により給付券を受領し、日常生活用具を給付決定者に給付した納入事業者は、給付券を添付のうえ、市長に当該日常生活用具に係る費用の支払を請求するものとする。

- 2 前項の規定により納入事業者が市長に請求できる費用の額は、第4条に規定する額から給付決定者が第7条第2項の規定により納入事業者を支払った額を控除して得た額とする。

(実施の細則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、所管局長（部長、課長）が別に定める。

付 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の日前にこの要綱による改正前の尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱の規定よりなされた申請その他の行為であつて、この要綱に相当の規定があるものは、その相当の規定によってなされたものとみなす。

【別表Ⅰ】日常生活用具の種目及び給付の対象者（障害者児）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
介護・訓練	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの（電動のものに限る）	154,000	8年	下肢または体幹機能障害で2級以上。 ※介護保険対象者は除く。	18歳以上	不可
	特殊マット	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	57,600	5年	下肢または体幹機能障害で1級（常時介護を要する者に限る）療育手帳がA（最A含む）判定の者 ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	100,000	5年	下肢または体幹機能障害で1級（常時介護を要する者に限る） ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	入浴担架	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5年	下肢または体幹機能障害で2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	3歳以上	不可
	体位変換器	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	下肢または体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る） ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	移動用リフト	介助者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	435,000	4年	下肢または体幹機能障害2級以上	3歳以上	不可
	訓練いす	原則として、付属のテーブルをつけるもの	33,100	5年	下肢または体幹機能障害で2級以上	3歳から17歳まで	不可
	訓練用ベッド	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢または体幹機能障害で2級以上	3歳から17歳まで	不可
	エアーマット	褥瘡を防止できる機能を有するもの	128,100	3年	下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害の1級であって、自らの意思により臥床姿勢を変えることが難しい者 ※介護保険対象者は除く。	18歳以上	不可
自立生活	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	下肢または体幹機能障害（入浴に介助を必要とする者） ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	便器	障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。	14,800	8年	下肢または体幹機能障害2級以上 ※介護保険対象者は除く。	学齢児以上	不可
	手すり（便器につけた場合）		15,600				不可
	歩行補助杖（一点杖）	十分な強度を有するもの	4,100	3年	下肢または体幹機能障害	なし	不可

【別表Ⅰ】日常生活用具の種目及び給付の対象者（障害者児）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
自立生活	移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	次の性能を有する手すり、スロープ等 ・障害者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有するもの ただし、設置に住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8年	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ※介護保険対象者は除く。	3歳以上	不可
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	18,900	3年	療育手帳がA（最A含む）判定の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	なし	可能
			オーダーメイド A 18,000 B 53,000 既製品 A 13,000 B 30,281	3年	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有する者 A スポンジ、革を主原料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主原料に製作	なし	可能
	特殊便器	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに住宅改修を伴うものを除く。	43,600	8年	上肢障害2級以上 療育手帳がA（最A含む）判定の者であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	不可
	火災警報器	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。ただし、尼崎市火災予防条例上設置義務のない場所に取り付けるものに限る	16,200	8年	障害等級2級以上 療育手帳がA（最A含む）判定の者	なし	不可
	自動消火器	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	32,400	8年		なし	不可
	電磁調理器	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 療育手帳がA（最A含む）判定の者	18歳以上	不可
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10年	視覚障害2級以上	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年	聴覚障害2級以上 ※世帯に1つのみ	18歳以上	不可

【別表Ⅰ】日常生活用具の種目及び給付の対象者（障害者児）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
在宅療養等	透析液加温器	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	3歳以上	不可
	ネブライザー	障害者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害であって、必要と認められる者 【同程度の身体障害者】 ・そしゃく機能（3級） ・音声機能全廃（3級）ただし、喉頭摘出と記載されているもの。 ・永久気管孔や気管切開されている方であって意見書（様式1号）で適当と認められる者	学齢児以上	不可
	電気式たん吸引器	障害者が容易に使用し得るもの	56,400	5年			
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	障害者が容易に使用し得るもの A人工呼吸器の装着が必要な者 Bそれ以外の者	A 157,500 B 42,000	5年	呼吸器機能障害3級以上または同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	なし	不可
	酸素ボンベ運搬車	障害者が容易に使用し得るもの	23,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	不可
	視覚障害者用体温計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	不可
	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	18歳以上	不可
	視覚障害者用血圧計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000	5年	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	学齢児以上	不可
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800	5年	音声若しくは言語機能障害者または肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 ※肢体不自由者は意見書（様式2号）にて適当と認められる者 ※補装具費支給制度の「重度障害者意思伝達装置」が支給されている方は対象外	学齢児以上	可能
	情報・通信支援用具	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等	118,800	5年	上肢障害または視覚障害で2級以上	学齢児以上	不可
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	視覚障害2級以上の者であって、必要と認められる者	18歳以上	不可
	点字器	A32マス18行、両面書真鍮板製 B32マス18行、両面書プラスチック製	標準型 A10,712 B 8,700	7年	視覚障害	なし	可能
		A32マス4行、片面書アルミニウム製 B32マス12行、片面書プラスチック製	携帯用 A 7,416 B 1,699	5年	視覚障害	なし	可能
	点字タイプライター	視覚障害者が容易に使用し得るもの	150,000	5年	視覚障害2級以上で、本人が就労もしくは就学している。または就労が見込まれる者	学齢児以上	不可

【別表Ⅰ】日常生活用具の種目及び給付の対象者（障害者児）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
情報・意思疎通	視覚障害者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	録音再生 85,000 再生専用 48,000	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上	可能
	視覚障害者用テープレコーダー	視覚障害者が容易に使用し得るもの	23,000	6年	視覚障害2級以上	なし	可能
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの）で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800	6年	視覚障害2級以上	学齢児以上	可能
	視覚障害者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの（印刷もの等）の上に置くことで簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるものまたは文字等を認識し、音声読み上げるもの	198,000	8年	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことまたは聞くことが可能になる者	学齢児以上	可能
	視覚障害者用時計（触読）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	12,600	10年	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする	18歳以上	可能
	視覚障害者用時計（音声）		16,000				可能
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	地上デジタル放送の受信が可能で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	29,000	5年	視覚障害2級以上	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用通信装置	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	21,900	5年	聴覚障害者または発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齢児以上	不可
	聴覚障害者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900 （取り付け工事費等除く）	6年	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	なし	不可
	人工内耳用体外外部装置	【スピーチプロセッサー等】 医療機関等より医療保険の給付制度を利用して本装置の買い替えが出来ないと判断された場合に支給する。 ただし、民間保険を活用する場合は、本体価格から保険会社が認定する損害額を差し引いた金額を対象とする。	200,000	5年	聴覚障害者であって、人工内耳を装着している者	なし	可能
		【バッテリー】 ・ボタン電池 人工内耳用として販売されているもの ・充電電池 人工内耳用として販売されているもので、充電することで繰り返し使用できるもの	ボタン電池 片耳：2,500 両耳：5,000 （1ヶ月分）	-	聴覚障害者であって、人工内耳を装着している者	なし	可能
			充電電池 片耳：30,000 両耳：60,000	3年			

【別表1】日常生活用具の種目及び給付の対象者（障害者児）

区分	種目		限度額	耐用年数	対象者		
	項目	性能等			程度・内容	年齢制限	入院入所
情報・意思疎通	人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,150	4年	音声・言語機能障害	なし	可能
		顎下部にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 73,000	5年			
	視覚障害者用電子眼鏡	小型の高感度カメラで捉えた微光を増幅させ、装用者の眼前に設置されたディスプレイに投影できるもの	198,000	8年	夜盲、視野狭窄等による視覚障害者であって、本装置により安全に歩行が可能となる者であって、意見書（様式7号）で適当と認められる者	学齢児以上	可能
排泄管理	ストマ用装具（蓄便袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋とする。 ラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの。 オストミー協会が定める「ストマ品目」の範囲内に限り消耗品として支給可能	8,858 （1ヶ月分）	－	直腸機能障害	なし	可能
	ストマ用装具（蓄尿袋）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。 ラテックス製またはプラスチックフィルム製のもの。 オストミー協会が定める「ストマ品目」の範囲内に限り消耗品として支給可能	11,639 （1ヶ月分）	－	ぼうこう機能障害	なし	可能
	ストマ用装具（紙おむつ）	紙おむつ 「サラシ」「ガーゼ」「尿取りパット」「脱脂綿」「おしりふき」は消耗品として支給可能	12,000 （1ヶ月分）	－	○3歳以上で次のいずれかの状態の者 ・脳性麻痺等脳原性運動機能障害があり、所有する療育手帳がA（最A含む）判定の者で排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 ・治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある者 ・ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 ・先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 ・溺水事故等による後遺症により脳に障害が残り、高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者	3歳以上	可能
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの （ラテックス製またはゴム製） A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	（男性用） A 普通型 7,931 B 簡易型 5,871 （女性用） A 普通型 8,755 B 簡易型 6,077	1年	ぼうこう機能障害、脊髄損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）	なし	不可
住宅改修費	居宅生活動作補助用具		200,000	1回のみ	下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）※介護保険対象者を除く	学齢児以上	不可

【別表2】日常生活用具の種目及び給付の対象者（難病患者）

区分	種 目		限度額	耐用年数	対象者
	項目	性 能 等			
介護・訓練	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	寝たきりの状態にある者
	特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	57,600	5年	寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	5年	自力で排尿できない者
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000	8年	入浴に介助を要する者
	体位変換器	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5年	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	435,000	4年	下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢又は体幹機能に障害のある者
自立生活	便器	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	14,800	8年	常時介助を要する者
	手すり（便器につけた場合）		15,600		
	歩行支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	60,000	8年	下肢が不自由な者
	特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	43,600	8年	上肢機能に障害のある者
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	32,400	8年	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯
在宅療養等	ネブライザー	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年	呼吸器機能に障害のある者
	電気式たん吸引器	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年	呼吸器機能に障害のある者
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500	5年	人工呼吸器の装着が必要な者
情報・意思疎通	視覚障害者用電子眼鏡	小型の高感度カメラで捉えた画像を、装用者の眼前に設置されたディスプレイに投影できるもの	198,000	8年	夜盲、視野狭窄等による視覚障害があつて、本装置により安全に歩行が可能となる者
住宅改修	居宅生活動作補助用具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	-	下肢又は体幹機能に障害のある者

【別表3】

所得区分	収入状況	負担額	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する人	0円	
低所得	市町村民税が非課税である世帯に属する人	0円	
一般1	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が16万円未満の世帯に属する人で、障害者本人が18歳以上の場合。	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が28万円未満の世帯に属する人で、障害者本人が18歳未満の場合。	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	4,600円
一般3	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が46万円未満の世帯に属する人	別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額	37,200円
対象外	市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額が46万円以上の世帯に属する人	全額自己負担	

(摘 要)

- 「市町村民税」とは、日常生活用具の申請のあった月の属する年度（日常生活用具の申請のあった月が4月から6月までにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税のことをいう。
- 「市町村民税所得割」とは、日常生活用具の申請のあった月の属する年度（日常生活用具の申請のあった月が4月から6月までにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割（同法第292条第1項第2号に掲げる所得割）のことをいう。
- 「世帯」とは、障害者本人が18歳以上の場合は「障害者本人及びその配偶者」、18歳未満の場合は「住民基本台帳上の世帯」のことをいう。
- 「別表に定める限度額の100分の10以内で、要した費用の100分の10に相当する額」とは、1円未満を切捨てた額とする。
- 市町村民税課税世帯で、均等割のみが課税されている世帯のうち、同一月内に複数のストマ用装具の申請があった場合は、別表3によらず、ストマ用装具全体の負担上限月額は2,327円とする。また、1ヶ月分の給付を行う場合は、さらに2分の1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- 市町村民税課税世帯で、最多納税者の市町村民税所得割額を算出する場合には、所管課長が別に定めるところにより算定するものとする。

【別表3】

尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱別表第3適用第6項に規定する最多納税者の市町村民税所得割額の算定方法について

- 1 尼崎市障害者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱別表第3摘要第6項に規定する最多納税者の市町村民税所得割の額は、地方税法その他市町村民税に関する法令（以下「地方税法等」という。）の規定により計算された所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額（この所得割の額の計算については、市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有していたときは、当該賦課期日において本市の区域内に住所を有していたとみなして地方税法等の規定を適用するとともに、地方税法第314条の2第1項第11号中「この款」とあるのは「この号及び第8項」と、「19歳」とあるのは「16歳」と、「第8項及び第314条の6」とあるのは「第8項」と、「同号イ中「年齢16歳以上」とあるのは「全て」と、「同号ロ中「年齢16歳以上」とあるのは「年齢」として、同号の規定を適用し、同法第314条の7第1項並びに附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項及び第7条の2第4項の規定は、適用しない。）（市町村の条例で定めるところにより所得割の減免があった場合は、当該額からその減免額を控除した額）とする。
- 2 前項の規定により算定した額と異なる算定が必要となった場合には、所管課長がその都度算定する。